

簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式）に係る手続開始の公示

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成 22 年 8 月 2 日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 南部国道事務所長 大原 泉

1 業務概要

- (1) 業務名：平成 22 年度糸満道路西崎高架橋橋梁予備設計業務（電子入札対象案件）
- (2) 業務内容：本業務は、糸満道路（西崎地区）における西崎高架橋について橋梁予備設計を行うものである。
主な業務内容は以下のとおりである。
 - ・橋梁予備設計
 - ・コスト縮減設計留意書作成
- (3) 本業務において、技術提案を求める評価テーマは、以下に示す事項とする。
 - ・沿道・交差条件を考慮した設計時における留意事項について
- (4) 履行期間：契約締結の翌日～平成 23 年 3 月 31 日
- (5) 本業務は、入札前に業務計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。
- (6) 本業務は提出資料、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
- (7) 本業務は「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者等の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。
- (8) 本業務は低入札により受注した場合、当該業務については表彰の対象としない試行業務である。
- (9) 本業務は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。また、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

2 指名されるために必要な要件

- (1) 入札参加者に要求される資格
 - 1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 98 条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
 - 2) 沖縄総合事務局における平成 21・22 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。
 - 3) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

5) 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることとは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規程に抵触するものではないことに留意すること。

資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(ア)については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 又は と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

6) 沖縄県内に本店、支店または営業所があること。

(2) 入札参加者を選定するための基準

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

(3) 参加表明書に関する要件

1) 参加表明書の提出者に対する要件

同種業務の実績

下記に示される同種業務について、平成12年度から公示日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない。)において1件以上の実績を有さなければならない。

同種業務：国土交通省、北海道開発局、沖縄総合事務局又は沖縄県が発注した道路橋の橋梁予備設計を行った業務

実績として挙げた個々の業務成績が60点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成20年9月26日付け国官技第126号)又は、「沖縄総合事務局開発建設部(営繕事業及び港湾・空港関係を除く。)業務委託等成績評定要領」(平成20年9月30日付け府開技術第130号)に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

過去2年度の(平成20・21年度)の国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部発注業務(営繕事業及び港湾・空港関係除く)の「土木関係建設コンサルタント業務」の業務成績の平均が2年連続で60点未満でないこと。ただし、100万円以上の国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

業務の実施体制

業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

2) 配置予定技術者に対する要件

外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）または国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

指名通知の日は平成22年8月25日（水）を予定する。

予定管理技術者

予定管理技術者については下記のア）、ウ）、エ）、オ）、カ）に示す条件を満たす者であり、イ）の実績を有する者であることとする。

ア）下記のいずれかの資格を有する者

- [1] 博士（工学）。
- [2] 技術士（総合技術監理部門：建設）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- [3] 技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- [4] RCCM（鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

イ）下記の実績を有する者。

- [1] 下記に示される同種業務について、平成12年度から公示日までに完了した業務（管理（主任）技術者又は担当技術者として従事した業務に限る。）において1件以上の実績を有さなければならない。

同種業務：国土交通省、北海道開発局、沖縄総合事務局又は沖縄県が発注した道路橋の橋梁予備設計を行った業務

- [2] 同種業務に関する調査・計画業務について管理（主任）技術者又は担当技術者の経験を有する者、若しくは高度な調査・検討業務をマネジメントした実務経験を有する者。

ウ）平成22年8月12日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が4億円未満かつ10件未満である者。ただし、本業務において担当技術者を兼務する場合は、手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が2億円未満かつ5件未満である者。手持ち業務とは、管理（主任）技術者又は担当技術者となっている契約金額500万以上の業務とする。

なお、平成22年8月12日現在での手持ち業務のうち、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円から2億円に、件数を10件から5件にするものとする。その上で、予定管理技術者が手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、「競争契約入札心得について」（昭和38年4月22日付け建設省発厚第5号）第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

また、本業務の履行期間中に予定管理技術者の手持ち業務量が契約金額で4億円、件数で10件（平成22年8月12日現在での手持ち業務に、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の所管に係る建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る

金額で落札したものがある場合、又は本業務において担当技術者を兼務する場合には、契約金額で2億円、件数で5件)を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の[1]から[4]までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- [1] 当該管理技術者と同等の同種業務実績を有する者
- [2] 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- [3] 当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者又は過去2年間の同種業務における業務成績平均点が60点以上である者
- [4] 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

エ) 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、予定管理技術者とは別に、以下の[1]から[4]までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、「競争契約入札心得について」(昭和38年4月22日付け建設省発厚第5号)第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

- [1] 予定管理技術者と同等の同種業務実績を有する者
- [2] 予定管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- [3] 予定管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者又は過去2年間の同種業務における業務成績平均点が60点以上である者。
- [4] 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

オ) 過去2年度の(平成20・21年度)の国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾・空港関係除く)の「土木関係建設コンサルタント業務」の業務成績の平均が2年連続で60点未満でないこと。ただし、100万円以上の国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

カ) 参加表明書の提出者と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であること。なお、「恒常的な雇用関係」とは、参加表明書の提出日の以前において、3ヶ月の雇用関係にあること。

予定照査技術者

予定照査技術者については下記のア)ウ)に示す条件を満たす者であり、イ)の実績を有する者であることとする。

ア) 下記のいずれかの資格を有する者

- [1] 博士(工学)
- [2] 技術士(総合技術監理部門:建設)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- [3] 技術士(建設部門)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- [4] R C C M(鋼構造及びコンクリート部門)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

イ) 下記の実績を有する者。

- [1] 下記に示される同種業務について、平成12年度から公示日までに完了した業務（管理（主任）技術者又は担当技術者として従事した業務に限る。）において1件以上の実績を有さなければならない。

同種業務：国土交通省、北海道開発局、沖縄総合事務局又は沖縄県が発注した道路橋の橋梁予備設計を行った業務

- [2] 同種業務に関する調査・計画業務について管理（主任）技術者又は担当技術者の経験を有する者、若しくは高度な調査・検討業務をマネジメントした実務経験を有する者。

ウ) 過去2年度の（平成20・21年度）の国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾・空港関係除く）の「土木関係建設コンサルタント業務」の業務成績の平均が2年連続で60点未満でないこと。ただし、100万円以上の国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

指名されるために必要な用件確認のため、添付を義務づけた技術資料等において、添付がなく、記載内容の確認ができない場合は、書類不備により、指名されるために必要な要件の確認ができないとして失格とする。

3 総合評価に関する事項

（1）落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記

（2）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- 1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

- 2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
3) 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。
4) 原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とし、それまでに落札者がいないときは、予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

（2）総合評価の方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点 = (価格評価点の配分点) × (1 - 入札価格 / 予定価格)

なお、価格評価点の配分点は30点とする。

3) 技術評価点の算出方法

技術提案の内容に応じ、下記、
、
、
の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。なお、技術評価点の満点は60点とする。

予定技術者の経験及び能力

実施方針等

評価テーマに対する技術提案

技術提案の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下の通りとする。

技術評価点 = 60点 × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計)

技術評価の得点合計 = (に係る評価点) + (技術提案評価点) ×
(の評価に基づく履行確実性度)

技術提案評価点 = (に係る評価点) + (に係る評価点)

4) 技術評価点における評価基準 詳細は入札説明書による

予定管理技術者

・資格

・専門技術力

・情報収集力

実施方針等(業務の理解度、実施手順)

評価テーマに対する技術提案

・的確性

・実現性

5) 総合評価は入札者の申込みに係る上記、
、
により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値(評価値)をもって行う。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒900-0001 沖縄県那覇市港町2-8-14

内閣府沖縄総合事務局 南部国道事務所 経理課 契約係

電話：098-861-2336

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び交付方法

入札説明書は電子入札ダウンロードシステムから入手するものとする(ただし、紙入札方式の参加承諾を得た者には上記4(1)にて交付する。)

交付期間：平成22年8月2日(月)から平成22年10月4日(月)までのうち、閉庁日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2(1)2)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている者又は申請中の者とする。

(4) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

提出期限：平成22年8月12日(木)17時00分

ただし、紙入札方式による場合は、同日の17時00分(必着)

提出場所：紙入札方式による場合は上記４（１）に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）。

（５）技術提案書の提出期限、提出場所及び方法

提出期限：平成２２年９月１０日（金）１７時００分

ただし、紙入札方式による場合は、同日の１７時００分（必着）

提出場所：上記４（１）に同じ。

提出方法：持参又は郵送により提出すること（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）。

（６）入札並びに開札の日時、場所及び入札書の提出方法

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、紙により沖縄総合事務局南部国道事務所経理課契約係に持参すること。

入札日時：電子入札システムによる場合の締め切りは平成２２年１０月４日（月）１７時００分まで。持参による場合の締め切りは平成２２年１０月４日（月）１７時００分まで（必着）。

開札日時：平成２２年１０月５日（火）１０時００分

開札場所：沖縄総合事務局 南部国道事務所 入札室

５ その他

（１）手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札保証金及び契約保証金

１）入札保証金 免除。

２）契約保証金 免除。

（３）入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者の入札、参加表明書に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（４）手続における交渉の有無 無。

（５）契約書作成の要否 要。

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したものについては契約特約事項として添付する。

（６）関連情報を入手するための照会窓口 上記４（１）に同じ。

（７）本案件は提出資料及び入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細については、入札説明書による。

（８）技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。

（９）詳細は入札説明書による。

６ Summary

（１）Official in charge of disbursement of the procuring entity: Izumi Oohara

Director of South National Highways Office, Government of Japan

（２）Subject matter of the contract: FY2010 Preliminary Design for West Itoman Road

Elevated Bridge

- (3) Time-limit to express interests by electronic bidding system : 12 August 2010 17:00
- (4) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 October 2010 17:00
- (5) Bid Opening : 5 October 2010 10:00
- (6) Contact point for tender documentation : Accounting Division,
South National Highways Office, Okinawa General Bureau Cabinet Office, Government of Japan
2-8-14 Minatomachi, Naha City, Okinawa Prefecture 900-0001 Japan
Tel : 098-861-2336